

岩手県告示第589号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成27年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立ての免許をした年月日 平成27年7月16日

2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 盛岡市内丸10番1号

(2) 名称 岩手県

3 埋立区域

(1) 位置 岩手県宮古市港町320番、321番1、321番2、日立浜町37番1、37番2、55番2及び56番の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点のうち、①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成26年の春分の満潮位（D. L. +1.53メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 日立浜地区に設置されている公共基準点（復旧・復興補助基準点、北緯39度38分40秒9999、東経141度58分30秒5641）から278度28分04秒244.95メートルの地点

②の地点 ①の地点から310度27分27秒47.41メートルの地点

③の地点 ②の地点から333度48分20秒9.05メートルの地点

④の地点 ③の地点から244度17分43秒8.20メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から343度36分26秒107.32メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から333度48分27秒20.91メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から304度01分49秒20.53メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から285度28分32秒25.62メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から265度28分02秒55.61メートルの地点

(3) 面積 4,013.14平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 岩手県宮古市港町320番、321番1、321番2、日立浜町37番1、37番2、51番、55番1、55番2、55番3、55番4及び56番の地内並びに港町320番、321番1、321番2、日立浜町37番1、37番2、55番2及び56番の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑬'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 日立浜地区に設置されている公共基準点（復旧・復興補助基準点、北緯39度38分40秒9999、東経141度58分30秒5641）から278度45分21秒185.05メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から221度05分40秒151.67メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から311度05分43秒98.23メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から328度20分23秒256.02メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から55度02分00秒56.54メートルの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から331度19分52秒75.11メートルの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から99度01分50秒54.37メートルの地点

⑧'の地点 ⑦'の地点から121度44分40秒44.66メートルの地点

⑨'の地点 ⑧'の地点から129度52分58秒11.81メートルの地点

⑩'の地点 ⑨'の地点から86度35分20秒49.38メートルの地点

⑪'の地点 ⑩'の地点から111度28分47秒29.57メートルの地点

⑫'の地点 ⑪'の地点から145度58分13秒33.11メートルの地点

⑬'の地点 ⑫'の地点から163度24分04秒85.06メートルの地点

⑭' の地点 ⑬' の地点から164度23分05秒41.86メートルの地点

⑮' の地点 ⑭' の地点から152度25分58秒24.27メートルの地点

(3) 面積 57,856.78平方メートル

5 埋立地の用途 ふ頭用地